

このリリースに関する連絡先:

三島祐子  
広報担当アシスタントマネージャー  
03 6271 9408  
[yuko.mishima@bakermckenzie.com](mailto:yuko.mishima@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジー、福島復興に向けた世界最新鋭の石炭火力発電所プロジェクトに対する国内最大級のプロジェクトファイナンスの組成において、国内主要金融機関に法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 1 月 12 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、世界最新鋭の石炭ガス化複合発電（IGCC<sup>※1</sup>）による石炭火力発電所プロジェクトに対するプロジェクトファイナンスの組成において、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行に対して法的アドバイスを提供しました。

本プロジェクトは、福島県いわき市と同県双葉郡広野町の 2 地点に、次世代のクリーンコールテクノロジーである石炭ガス化複合発電による 54 万 kW のプラントを 1 基ずつ建設・運用する計画であり、運転開始時期はそれぞれ 2020 年 9 月及び 2021 年 9 月を予定しています。

両地点の総事業費は 3,000 億円を超える規模となり、スポンサーである三菱商事パワー株式会社、三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び常磐共同火力株式会社による出資に加え、上記の金融機関によって組成された国内最大級のプロジェクトファイナンスによって調達されます。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループの代表である江口直明と小林努をリード・パートナーとし、アソシエイトの川合千秋、関口毅人、和田卓也、北村裕幸及び小林正佳が本件に携わりました。

本案件について江口直明弁護士は、「福島県の復興支援に繋がるのみならず、日本のクリーンコールテクノロジーの発展においても重要な意義のあるプロジェクトに参加することができ、心より光栄に思います。私たちは、今後もこのような社会的意義のある事業分野において、お客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります。」と述べています。

※1 IGCC とは、Integrated coal Gasification Combined Cycle（石炭ガス化複合発電）の頭文字をとった略称。

- 以上 -

## 本件における責任者



江口 直明  
銀行・金融グループ代表パートナー  
03 6271 9441  
[naoaki.eguchi@bakermckenzie.com](mailto:naoaki.eguchi@bakermckenzie.com)

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー・マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会のメンバー。東京事務所の銀行・金融グループは、2016年の *Chambers Asia-Pacific* と *The Legal 500 Asia Pacific* において、Banking & Finance: International の分野で Band 1 にランクされた。



小林 努  
銀行・金融グループ パートナー  
03 6271 9521  
[tsutomu.kobayashi@bakermckenzie.com](mailto:tsutomu.kobayashi@bakermckenzie.com)

東京事務所の銀行・金融グループに所属。弁護士登録以来一貫して、プロジェクト・ファイナンス、買収ファイナンス等のストラクチャード・ファイナンス案件、その他金融法務全般を中心に従事。2010年から1年間、ベーカー・マッケンジーのロンドン事務所及び株式会社三井住友銀行の英国現地法人に出向し、エネルギー関連のプロジェクト・ファイナンス等に携わる。

## ベーカー・マッケンジーについて

ベーカー・マッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育ててきた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー・マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー・マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。